

審議会の進め方（案）

＜京都市の財政運営の現状＞

- 京都市は、様々な都市特性により、市税収入が他都市と比べて低く、また、財政調整基金が枯渇しているなど、財政基盤が非常にぜい弱であり、地方交付税への依存度が高いが、三位一体改革以降、地方交付税が大きく減少し、一般財源収入が伸び悩んでいる。
- 扶助費、補助金、繰出金など、全体的に歳出の水準が他都市よりも高い。また、職員数もこの間削減をしているが、他都市よりも多い。
- 恒常的に、歳出に必要な歳入を確保できておらず、これを将来の借金返済に備えた積立金（公債償還基金）の取崩しで補っている状態が続いている。
※既にあるべき残高 2,033 億円の 1/3 の 678 億円を取り崩している。
- 交付税措置のない市債（地下鉄経営健全化出資債：H29 発行終了、退職手当債：H30 発行終了、行政改革推進債：行政改革の効果額で返済可能な範囲で発行）を多額に発行しており、将来的な負担が他都市と比べて大きい。
※財政健全化法に基づく将来負担比率が政令市で最も高い

＜審議会で特に議論いただきたいこと＞

(1) 歳出削減

- 社会福祉を含むあらゆる市民サービスの持続可能性（受益と負担のあり方を含む）の検証
- 行政の仕事のあり方の見直しと効率的な執行体制の確立

(2) 歳入増加

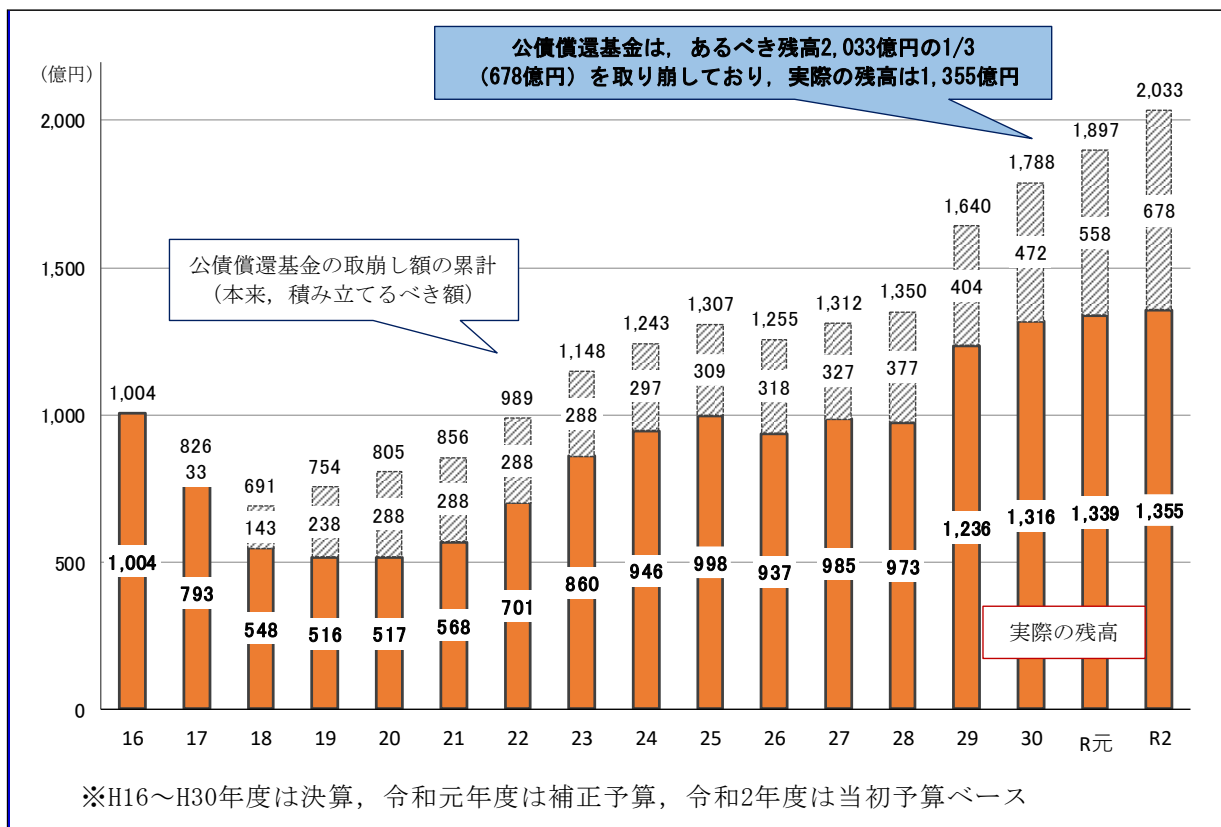
- 市民の豊かさや税収等の増加につながるまちづくり
- 高いサービス水準に見合った超過課税等の課税自主権の活用を検討

(3) 資産・負債（ストック）の適正管理

- 将来の負債（特に地方交付税措置等がなく負担が重い市債の残高等）の縮減
- 保有資産の有効活用（保有量の最適化・税収増につながる跡地活用）

審議会での議論を踏まえ、「自主財源の強化による財政基盤の強化」、「今後も安定して提供できる市民サービス・組織体制への再構築」、「将来的な負債の軽減」を進め、持続可能な行財政の確立を目指す。

<参考－公債償還基金残高の推移>



<大まかな今後の流れ（案）>

令和2年7月2日 第1回会議

【テーマ】

本市歳入・歳出構造の課題分析と今後の改革の方向性

【具体的な審議内容】

- 財政や都市の特性に関する諸指標を用いた他の指定都市との比較等による，本市の歳入・歳出構造等の分析
- 今後，進めるべき歳入・歳出両面からの改革の方向性

令和2年8月～9月 第2回～第3回会議

【テーマ】

社会福祉を含むあらゆる市民サービスの持続可能性の検証

【具体的な審議内容】

- 増加が続く独自施策や他都市で見直されているサービスの持続可能性
敬老乗車証，老人医療，学童う歯対策など
- 他会計への繰出金の検証
国民健康保険事業（独自の財政支援），公共下水道事業など
- 成功報酬型事業をはじめとする更なる民間活用の推進

令和2年10月 第4回会議

【テーマ】

行政の仕事のあり方の見直しと効率的な執行体制の確立

【具体的な審議内容】

- 民間視点からの行政業務の徹底的な効率化
- 他都市より職員数が多い部門の要因分析と計画的な職員数の削減

令和2年11月 第5回会議

【テーマ】

将来の負債（特に地方交付税措置のない負担の重い市債の残高等）の縮減
保有資産の総点検と有効活用（保有量の最適化・地域の活性化・税収増加につながる跡地活用）

【具体的な審議内容】

- 公共施設等のストックの総量と維持管理に係る受益者負担のあり方の検討
市営住宅，文化・スポーツ施設など
- 将来負担比率の低減に向けた，地方交付税措置（算入率）を重視した市債の活用

令和3年1月 第6回会議

【テーマ】

市民の豊かさ・税収増加につながるまちづくり
超過課税等の課税自主権の活用，地方交付税や大都市財政の実態を踏まえた財源の確保

【具体的な審議内容】

- 京都の強みを活かした都市経営・経済政策
企業の収益増加，企業誘致，設備投資の喚起に向けた効果的な手法の検討
- 景観政策と活力あるまちづくりの両立
産業・学術研究用地，オフィススペース，若い人が住みやすい住環境を創出するための都市計画手法等（用途地域，高さ制限等）を活用した条件整備
- サービス水準に見合った超過課税等の課税自主権の活用可否

令和3年度予算公表（令和3年2月）

令和3年2月 第7回会議

【テーマ】

これまでの議論の総括と答申案の検討

令和3年3月 審議会答申受理

審議会答申の内容を「行財政改革に関する計画」に反映

＜審議会の持ち方＞

(1) 審議会の公開

今後、歳入・歳出の両面における行財政改革を加速させていくためには、徹底した市民公開のもと、市民ぐるみで議論することが必要であることから、審議会は公開とする。

なお、「京都市市民参加推進条例」においても、原則、審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体の会議は、公開しなければならないと定められている。

(2) 議事録の取扱いについて

「京都市市民参加推進条例」において、公開で開催した会議については会議録を作成し、公表しなければならないと定められていることから、事務局作成の原案について会議出席者が内容を確認したうえで、京都市財政課ホームページに掲載することとする。

(3) 審議会での議論の具体化

審議会における議論については、そのつど庁内でも共有し、可能なものについては、最終の答申を待つことなく、早期の具体化に取り組むものとする。